

放射能漏れは放水砲設備でよしとする国の主張を新たに批判
裁判はいよいよ山場に
「基準地震動の過小評価なし」－国の主張を全面的に反論しよう

報告・交流会 福島事故から6年 避難者からのお話し/ 大飯原発3・4号パブコメ
避難者の住宅無償支援継続を要求し、自治体申し入れ・陳情の報告

次回第22回法廷：7月7日（金）11:00～ 大阪地裁202号法廷

3月22日11時より、国を相手とし大飯原発3・4号炉の運転停止を求める裁判の第21回法廷が、大阪地裁202号法廷で開かれた。原告・支援者約60名が傍聴した。

今回の法廷に向け、原告・国双方が事前に準備書面を提出した。国の準備書面(16)では、島崎氏の主張を批判し、入倉・三宅式で基準地震動の過小評価はないと、原告主張に全面的に反論している。原告の準備書面(19)では、汚染水問題で新たに国の準備書面(15)に反論している。



◎放水砲設備でよしとする国側主張は、「審査書案」に照らしても、全くの誤り

法廷では、裁判長が双方の提出した書面を確認し、続いて大橋さゆり弁護士が、準備書面(19)の要旨を陳述した。

まず、原告の従来主張を整理して述べた。設置許可基準規則55条は、格納容器が破損する重大事故時に「大気中に放出される放射性物質と並んで、汚染された汚染水による放射性物質の拡散抑制のための設備も求めるものである」。同55条の解釈において「『e』海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備を整備すること』は、まさにこの汚染冷却水（炉心冷却のために注入し続ける冷却水が高濃度の汚染水となって流出すること）による放射性物質の拡散の抑制のための設備を求めるものであり、これを、放水設備により打ち落とされた放射性物質の海洋への拡散抑制のみを定めたものとする被告の解釈が誤りであることは、既に指摘した」。

今回新たに指摘したのは、次のことである。2月22日に原子力規制委員会から示された大飯原発3・4号炉の設置変更許可の審査書案(347頁)において、第55条等における「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備及び手順」として、「原子炉建屋に放水できる設備及び手順等」と「海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備及び手順等」の両方をあげている。これは、国側が裁判でこれまで主張してきた「放水砲で十分」という内容を覆すものであり、原告の解釈の正しさを裏づけるものである。

大橋弁護士は最後に、福島事故の汚染水問題はいまだに先が見えない状態にあることから、「汚染冷却水対策は絶対に必要」と断じた。

大橋弁護士の陳述の後、裁判長は次回期日と、双方が反論を行うことを確認した。次回期日は、6月28日11時からとなったが、後日7月7日11時からに変更となった。

◎国の準備書面(16)は、基準地震動は過小評価ではないと、原告主張に全面的に反論

法廷終了後、近くの弁護士会館に移動し、報告・交流会を行った。

まず、大橋さゆり弁護士に準備書面（19）をていねいに解説していただいた。

続いて各弁護士の発言。冠木弁護士は、裁判は最大の山場を迎えていると述べた。国の準備書面（16）はもっぱら元原子力規制委員の島崎氏批判を展開している。4月の名古屋高裁金沢支部での島崎氏の尋問の結果によって我々の訴訟の進行は大きな影響を受ける。武村弁護士は、今回の汚染水問題の重要性を指摘。新基準策定時には国は汚染水対策が必要と決めていたのに、その後必要ないと姿勢を後退させてしまっている。原告の主張が認められれば、国が基準を破っていることが認められたことになり、この問題だけでも全国的に影響が出る。瀬戸弁護士、谷弁護士からは、重大な局面を迎えており、国の準備書面（16）に反論していこうとの決意が述べられた。

原告団共同代表の小山さんは、国の準備書面（16）の構成を目次に従って説明。国は原告主張の一つ一つを反論している。第1では、入倉・三宅式は地震動を平均的に求めるものであり、断層長さを長く取るなどして「保守的に」基準地震動を策定すればよいと居直って、ばらつきを無視している。第2では、関電と国の地震動評価が過小評価であるとの島崎氏の見解を「科学的に誤り」と非常に激しく批判し、データに基づき「立証」しているが確認が必要。第3では、アスペリティ面積が断層面積を上回るのは強震動予測レシピの矛盾であるので、その原因となっている壇他の式を片岡他の式に替えるべきとの原告の主張に対し、強震動予測レシピは「パッケージ」であり、その一部の式を他の式と入れ替えることはできないと主張している。これらに対して原告も、一つ一つていねいに反論することが決定的に重要である。

国の準備書面（16）の反論のポイントとして、事務局の久保木さんから、地震規模から短周期レベルを求める壇他の式で、傾きを3分の1に頭から仮定しているが、何故仮定できるのかとの原告の主張に対して、国は全く説明できていないなど説明があった。

◎福島事故から6年 避難者からのお話し

◇うのさえこさん：今回初めて参加して大事な局面となっているのを感じた。原発賠償京都訴訟の次回法廷（京都地裁3月29日、本人尋問）は1日中行われるので是非参加して下さい。

◇菅野みずえさん：この間で1番うれしかったことは、群馬の裁判で、どんなに放射線量が低い所であっても不安感を除去することはできず、だから自主避難して当然なんだということが認められたこと。そして津波が予見できたことが認められたこと。裁判官が現地視察をするなど、地道な被害の実態に沿った姿勢が判決に出たことは、皆さんの大きな応援のおかげ。賠償総額3800万円という額だけが一人歩きしているような記事を見かける。賠償を認められなかった避難者も多い。数年闘って、自主避難者で1番低い賠償は7万円。避難したことの償いがたった7万円かという声が出た。これからも闘っていかないといけない。今いじめが問題になっている。福島県内のバッシングは当時も今もひどいが、今になって問題になっているのは何故だろうか。県外に避難しているからいじめが起こるので、県内に帰ればよいという所に持って行こうとしているのではないか。賠償を受け取ることへのバッシングが子どものいじめに反映している。賠償は、被害者への東電と国の償いなんだということを心にとどめて欲しい。全ての原発を止めていきたい。避難者も原告もみなさんもいっしょに。





◇武藤北斗さん：6年の間に小4の長男が高校受験、幼稚園年長だった長女が小学校卒業、生後3ヶ月の次男が小学校に入学した。成長する子どもたちにおとなが進むべき道を示したい。大阪に来た理由は津波ではなく福島事故だ。それが原因で巨額の2重債務を今も抱えている。昨年末、会社での働き方のことでテレビに出た。好きな日、好きな時間に出勤。3年半経って会社にもプラスになっている。このことで来月本

を出版する。その中で原発のことも書く。国の対応が悪いので私たちが引き裂かれた。再処理、大間原発で東北の人々に放射能をまた流していいのかと聞きたい。まだ裁判官に期待している。多数の傍聴で裁判官に力を与えたい。

◎大飯原発3・4号の再稼働を認める「審査書案」にNO！のパブコメ出そう

締め切りを2日後に控え、大飯原発3・4号の再稼働を認める「審査書案」にNO！のパブコメ出そうとの呼びかけがあった。高浜原発での大型クレーン倒壊による燃料取扱建屋・原子炉補助建屋損傷事故は、暴風警報を知らながら元請け会社に知らせず、クレーンのマニュアル違反、「保安規則違反」の関電が引き起こした。それぞれの建屋の中には、使用済燃料259本が入った燃料貯蔵プールと非常用炉心冷却設備・中央制御室が入っており、これらが損傷すれば重大な事態になりかねない事故だった。地元の音海区や福井県からも関電の姿勢に批判が起こっている。住民の要求でやっと開かれた関電の説明会の場で音海区住民から、関電は原発から撤退して欲しいとの意見も出ている。安全無視と管理能力の欠如、住民無視の関電に原発を運転する資格はない。高浜町からの参加者から、高浜1・2号の寿命延長工事が進み、山を削ったりダンプカーが毎日100台くらい行き交うという大変なことになっているとの発言があった。

◎京都・大阪で住宅無償支援継続の申し入れ

アイリーンさんから京都市への申し入れの報告。避難者3名を含め計10名で3月16日に住宅無償支援継続の要求をしに住宅課に行った。住宅課は入居者に退去は迫らないとは言った。しかし無償ではなくなって結局は出ざるを得ないことになる。そうならないように支援を獲得して行かないといけないという状況だ。情報公開で、住宅支援の結果、交付税として1億4千万円の金が京都市に入っていることがわかった。このように国からお金が出ていることをホームページに公開すること、そして国に支援を継続するように訴えることを、京都市に要求した。市議会にも要望書を出したので、市議会からもっと声が上がるようにしたい。また住宅課は、子どもの生活再建の応援を継続していきたいと言ったので、この言葉をいろんな所で広めていきたい。

今朝、大阪市と協議してきた黒田さんからの報告。1月26日に府と市へ、無償支援を継続して欲しいとの要望書を提出した。大阪府からの回答は、無償支援は続けない、収入によって敷金猶予はする、退去についてはそれぞれの事情を配慮するというもの。それ以上の進展は望めないことから、避難者の熱意に押されて府議会に無償支援を継続して欲しいとの請願書を提出した。そのために各派の議員を回って自民党と共産党の議員に紹介議員になってもらった。

茨城県から避難して大阪市営住宅に住んでいる方からの報告。敷金猶予はしないとの公式の回答だったが、少しは改善された点もあった。皆さんの応援のおかげです。ありがとうございました。

最後に今後の行動の提起と紹介。滋賀県知事は、大飯3・4号の運転は駄目だと言っている。もっと強く主張し行動してもらうようにプッシュしていこう。3月31日午後には東京で、安定ヨウ素剤の事前配布を求める院内集会・政府交渉、同日午前には、炭素偏析等の安全性問題で議員レクを予定している。その結果を多くの人に広めよう。3月28日に大阪高裁で、滋賀原告団の高浜3・4号の差し止め仮処分抗告審の決定がある。裁判所前に集まろうと呼びかけ、報告・交流会を終えた。

※事務局から、次回期日6月28日の変更をお願いしたが、最終的に7月7日となった。ぜひご参加ください。

2017.4.11 おおい原発止めよう裁判の会事務局

★次回第22回法廷 7月7日(金) 11:00～ 大阪地裁202号大法廷 法廷終了後、報告・交流会 11:30～13:30 (弁護士会館920号室)
--